

三豊市農業委員会 7 月定例総会議事録

令和 5 年 7 月 2 0 日午後 1 時 3 0 分より、三豊市農業委員会 7 月定例総会を三豊市危機管理センター 3 0 1 ・ 3 0 2 会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 3 0 名(農業委員 2 3 名、農地利用最適化推進委員 7 名)

【農業委員】 (出席○・欠席ー)

| | | | | | | | | |
|-------|-------|---|-------|-------|---|-------|-------|---|
| 1 番 | 堀江 博 | ○ | 2 番 | 岡根 讓 | ○ | 3 番 | 石井 徳和 | ○ |
| 4 番 | 笠原 孝弘 | ○ | 5 番 | 奈尾 正敏 | ○ | 6 番 | 近藤 和雄 | ○ |
| 7 番 | 香川 政雄 | ○ | 8 番 | 秋山 正伸 | ○ | 9 番 | 大橋 正幸 | ○ |
| 1 0 番 | 糸川 正 | ○ | 1 1 番 | 三宅 幸一 | ○ | 1 2 番 | 前谷 晃年 | ー |
| 1 3 番 | 丸岡 祐二 | ○ | 1 4 番 | 安藤 弘 | ○ | 1 5 番 | 長堀 和行 | ○ |
| 1 6 番 | 藤川 剛 | ○ | 1 7 番 | 菅 充司 | ○ | 1 8 番 | 石原 剛 | ○ |
| 1 9 番 | 組橋 進 | ○ | 2 0 番 | 河田 進 | ○ | 2 1 番 | 岡崎 和朗 | ○ |
| 2 2 番 | 宮崎 和代 | ○ | 2 3 番 | 吉田 由紀 | ○ | 2 4 番 | 山岡 正士 | ○ |

【農地利用最適化推進委員】

| | | | | | | | | |
|-------|--------|---|-------|-------|---|-------|-------|---|
| 1 4 番 | 梅本 健一郎 | ○ | 2 0 番 | 白井 正三 | ○ | 2 8 番 | 石川 孝之 | ○ |
| 3 7 番 | 芳地 勲 | ○ | 4 0 番 | 筒井 義朝 | ○ | 5 4 番 | 太田 正嗣 | ○ |
| 6 7 番 | 大西 淳 | ○ | | | | | | |

2. 署名委員

8 番 秋山 正伸
1 6 番 藤川 剛

3. 傍聴人

なし

4. 事務局の出席者

事務局 長 片桐 伸尚
事務局 次長 大井 要平
主 任 菅原 雅慶
主 任 糸川 剛史

5. 書 記

副 主 任 安藤 かほる

6. 議 題

議案第 1 号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について(報告)
議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による事業計画変更申請の件について
議案第 7 号 農地改良に係る届出の件について(報告)
議案第 8 号 非農地証明願いの件について
議案第 9 号 非農地通知の件について
議案第 1 0 号 農用地利用集積計画の件について
その他の件について

7. 開会 【午後 1時30分】

事務局長 それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会7月定例総会の開会にあたりまして、堀江会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆様、こんにちは。大変暑い毎日が続いております、昼間の農作業が難しい方もおいでるのではないのでしょうか。熱中症にはじゅうぶん注意して、作業にあたっていただきたいと思います。また、先般の農地利用最適化推進活動研修会では多くの委員さんに出席いただき、有意義な研修ができました。ありがとうございます。更に、先月28日に常設審議委員会が開かれまして、三豊市における第1種農地の転用案件が審議されました。結果的には、第1種農地は基本的に守ること、今後も優良な農地を造成していくということで許可をいただきましたので、報告をさせていただきます。本日の案件につきましても、委員さんにご協力いただき、スムーズに議事進行が行えますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

事務局長 ありがとうございます。本日の会議にあたり、議席番号12番 前谷晃年 委員からあらかじめ欠席する旨の連絡をいただいております。ただいまの出席農業委員は23名です。定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。
それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。

議長 ただ今から、三豊市農業委員会7月定例総会を開会いたします。最初に本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号8番 秋山 正伸 委員、議席番号16番 藤川 剛 委員のご両名をお願いいたします。
本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第1号 番号1号から番号26号を朗読 〕

以上26件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号26号の26件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。10ページを開いてください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第2号 番号1号から番号2号を朗読 〕

以上2件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。

議長 ただいまの議案第2号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の2件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。11ページを開いてください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。

〔 議案第3号 番号1号から番号19号を朗読 〕

以上19件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくようお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

3番 番号1号について、説明します。申請地は譲受人宅の近所にあり、譲渡人が高齢で耕作できないため、売買が成立しました。現地を確認したところハウスが建ち、すでに農地として利用されております。譲受人は数年前から農業を行っておりまして、所有農地はすべて耕作しています。申請地ではアスパラを栽培する予定です。

番号2号について、説明します。譲渡人と譲受人は同じ自治会です。譲渡人は農地を所有しているものの農業をしていないため、申請地は譲受人が長年管理していました。今回譲渡人に譲ってほしいと話をしたところ、売買が成立しました。現地では水稻が栽培されており、きちんと管理されています。譲受人については、所有する農地はすべて耕作しております。

以上、周辺農地への影響も問題ありません。ご審議よろしくお願いたします。

- 7 番 番号3号について説明いたします。譲渡人と譲受人は親戚です。譲渡人は高齢のため市外へ転居しており、譲渡人がかつて居住していた住居と申請地を、今回譲受人が購入することとなったものです。現在譲受人は申請地から離れて住んでいます。今後引っ越しをする予定です。譲受人は農地を所有しているものの、自身は会社勤めのため農地は他人に貸しております。現地を確認したところ、申請地ではミカン、柿など果樹が栽培されております。
- 続いて番号4号について説明します。譲渡人はハウスブドウを栽培しておりましたが、高齢のため農地を手放したいと考えておりました。譲受人は経営規模拡大のため農地を探していたところ、知人の紹介で話がまとまりました。譲受人は、現在約1反のハウスブドウと野菜を栽培しております。現地を確認したところ、申請地ではブドウが栽培されております。
- 以上、周辺農地の影響も問題ありませんので、ご審議のほどよろしくお願いたします。
- 8 番 番号5号について説明します。譲渡人は一人暮らしで、自分で申請地を管理していましたが、高齢化、管理費用等の問題のため、申請地の近所に住む譲受人に相談したところ、売買が成立しました。現地を確認したところきちんと管理されており、今後は野菜を栽培する予定です。
- 番号6号について説明します。申請地は以前貸借がついており、水稻を栽培していました。しかし農繁期では、隣接している水路に常に水がたまって湿気地となり、作付けしづらい状況でした。申請地返還後は譲渡人が草刈りなどの管理をしていましたが、管理に苦勞していました。譲受人は経営規模拡大を希望していたため、譲渡人に話をしたところ、今回の申請となりました。譲受人は主に花やイチゴなどを栽培しています。申請地は今後造成し、露地栽培をする予定です。
- 番号7号について説明します。譲渡人と譲受人は親子です。譲渡人の体調不良と高齢化のため、今回生前一括贈与の申請です。現地はいずれもきれいに管理されており、すぐにでも作付けができる状態です。譲受人は会社員で、休日などを利用して野菜や果樹を栽培する予定です。
- 以上、周辺農地や水利等も問題ありません。ご審議よろしくお願いたします。
- 9 番 番号8号について説明します。譲渡人は高齢のため農業が難しくなり、譲受人に話をしたところ、売買が成立しました。譲受人は市外に居住しており、ニンニクを加工して県内外に販売しています。現地を確認したところ、現在水稻が栽培されております。水利関係、周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議よろしくお願いたします。
- 2 番 番号9号について説明します。譲渡人と譲受人は同じ自治会ですが、県外に住む譲渡人の子が自宅とあわせて申請地も売却したいということで手続きを進めていたところ、譲受人と話がまとまりました。譲受人は手広く農業経営を行っており、水利関係にも話ができております。
- 続いて番号10号について説明します。譲渡人は農業をする意思はなく、譲受人に相談をしたところ売買が成立しました。水利関係、周辺農地についても問題ありません。
- 以上、ご審議よろしくお願いたします。

- 1 4 番 番号11号について説明します。申請地については、現在まで譲渡人が草刈り等の管理をしていました。譲受人の営農状況ですが、ブドウをメインとして水稻、レモンを栽培しております。現地を確認したところ、ダイダイが栽培されておりますが、今後整地をしてブドウを栽培する予定です。
- 番号12号について説明します。譲渡人はもともと譲受人の会社に勤めており、譲受人から売買について相談したところ、話がまとまりました。現地を確認したところ、申請地は現在田植えがされており、秋からタマネギを作付けする予定です。
- 番号13号について説明します。こちらの案件については、申請地の周辺がほぼ譲受人の農地となっていることから、譲渡人にも話をしたところ、売買が成立しました。現在、申請地では何も作付けされておませんが、整地はされておりますのでいつでも作付けできる状態です。
- 番号14号について説明します。譲渡人は譲受人の会社の元社員で、譲受人から売買について相談したところ、話がまとまりました。今後タマネギを作付けする予定です。
- 番号15号について説明します。現在譲渡人の子が譲受人の会社に勤めており、今回話がまとまりました。現在、申請地では何も作付けされておませんが、今後いつでも作付けできる状態です。
- 番号16号について説明します。譲渡人と譲受人は同じ自治会で、譲受人が申請地を長年借りて耕作していました。今回、譲渡人から買ってほしいと話をしたところ、売買が成立しました。譲受人は水稻を栽培しております。申請地は2年ほど耕作ができていない状況ですが、いつでも水稻を作付けできる状態です。
- 番号17号について説明します。譲渡人は譲受人に申請地を貸しており、いずれは買っていただくという話をしていたようです。譲受人はミカン等のかんきつ類とアスパラガスを栽培しております。申請地は現在きれいに整地をされている状態です。
- 以上、周辺農地や水利組合への影響もなく問題ないと思われま。ご審議よろしくお願いたします。
- 1 8 番 番号18号について説明します。申請地については、親から相続した土地を譲渡人8名が共有しています。申請地から最も近くに住んでいる譲渡人も市外在住ということで管理が難しくなり、今回手放すことになりました。周辺のインフラが整備されておらず条件的にはあまりよくない農地ですが、面積もさほど大きくないということで、今後菜園場等で管理していく予定です。ご審議よろしくお願いたします。
- 1 7 番 番号19号について説明します。譲渡人はもともと市内に住んでいましたが、高齢のため子の住む県外に引っ越してしまいました。先般お亡くなりになったため、譲受人に無償で譲り受けてもらうものです。申請地は譲受人宅の隣にあり、譲受人の親の代から約20年間、無償で借りて野菜を栽培していました。周辺農地への影響もなく問題ないと思ひます。ご審議よろしくお願いたします。
- 議 長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。
- 一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号19号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号19号の19件は、適当と認めます。次に進ませていただきます。17ページをお開きください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。番号1号から番号4号について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第4号 番号1号から番号4号を朗読]

なお、農地区分はすべて第2種農地でございます。以上4件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

16番 番号3号について説明します。申請地については、以前は申請人の父親が耕作していましたが、父親が亡くなったことから、農業経営の規模を縮小し太陽光設備を設置するため、今回の申請となりました。現地を確認したところ、現在は耕作されております。近隣農地や水利組合の同意も得ており、周辺農地への影響もなく問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願いいいたします。

議 長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号の4件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。19ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請

の件について」を議題といたします。なお、番号9号については議事参与の案件となりますので、関係する委員については退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」ご説明を申し上げる前に、お伝えすることがございます。番号7号につきましては、申請の見直しを行いたいとのことで取り下げの申し出がありましたので、今回の上程は見送らせていただきます。よって番号1号から番号6号、番号8号から番号9号の8件につきまして、ご説明申し上げます。まず、番号9号について説明させていただきます。

[議案第5号 番号9号を朗読]

なお番号9号の農地区分は、国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので、第1種農地に該当します。第1種農地は原則不許可ですが、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものにあたり、不許可の例外に該当します。本件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。ご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。本件は委員説明がありますので、担当委員さんから説明をお願いします。

21番 番号9号について説明します。申請地の周辺では香川用水の水路があり、その工事の関係で仮設土砂置場、機具設置のための申請です。地元自治会等にはすべて周知できており、問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願いいいたします。

議 長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号9号についてお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号9号の1件については適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。ここで関係する委員さんの入室を許可します。審議を続けます。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号6号、番号8号について事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」

番号1号から番号6号、番号8号の7件につきまして、ご説明いたします。

[議案第5号 番号1号から番号6号、番号8号を朗読]

なお、農地区分につきましては、番号8はJRの駅から300m以内に位置しますので、第3種農地に該当します。また、その他はすべて第2種農地です。以上7件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。ご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件について、担当委員さんから順次説明をお願いします。

3 番 番号2号について説明します。貸人の事業拡大により、既存の事業所に隣接する自己所有の申請地を駐車場として利用するための申請です。現地を確認したところ、現在は何も作付けされておらず、整地されている状態なので、周辺農地への影響もないと思われまます。ご審議よろしくお願いたします。

8 番 番号3号について説明します。申請地は譲受人の会社の資材置場の東側と西側に位置しており、以前は貸し付けて水稻などを栽培していましたが、耕作者が高齢のため返還されました。今回、譲受人の事業の資材置場として使う予定です。近隣住民、水利関係等も問題ありませんので、ご審議よろしくお願いたします。

15 番 番号6号について説明します。譲受人は県外で不動産、建築業を行っており、転用目的は貸し老人ホームの建設です。建設の経緯を伺ったところ、県外の介護サービス業者から西讃地域で老人ホームを運営したいという依頼を受け、交通の便や建設規模、環境等を考慮した結果、申請地が選定されたということです。老人ホームの建設工事は地元業者に依頼し、建設後は介護サービス業者に賃貸をする予定です。現地を確認したところ、昨年までは水稻が栽培されていましたが、現在はすべて休耕している状態です。隣接農地等関係者への同意も得ており、水利等とも調整済みで、問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号6号、番号8号についてお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めまます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号6号、番号8号の7件に

ついては適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。23ページをお開きください。議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めまます。

事 務 局 議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」ご説明申し上げます。

[議案第6号 番号1号を朗読]

議 長 事務局の説明が終わりました。委員説明はありませんのでこれより質疑に入ります。ご質問はございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めまます。よって、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号の1件につきましては、適当と認め、許可することと致します。次に進ませていただきます。24ページをお開きください。議案第7号「農地改良に係る届出の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めまます。

事 務 局 議案第7号「農地改良に係る届出の件について」ご説明いたします。

[議案第7号 番号1号を朗読]

議 長 事務局の説明が終わりました。委員説明はありませんのでこれより質疑に入ります。ご質問はございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第7号「農地改良に係る届出の件について」番号1号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めまます。よって、議案第7号「農地改良に係る届出の件について」番号1号の1件につきましては、適当と認め、許可することといたします。次に進ませていただきます。25ページをお開きください。議案第8号「非農地証明願いの件について」事務局の説明を求めまます。

事 務 局 議案第8号「非農地証明願いの件について」の説明をさせていただきます。

[議案第8号 番号1号を朗読]

非農地証明事務処理要領の非農地の認定基準によりますと、番号1は「他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設(農道・水路等)の用に供する場合」に該当すると判断されます。
よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

17番 番号1号について説明します。申請地は進入路として使われており、農地として復旧する見込みはありませんので、非農地は妥当と考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は以上です。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第8号「非農地証明願いの件について」番号1号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第8号「非農地証明願いの件について」番号1号の1件につきましては、適当と認め、非農地証明書を交付することと決定いたします。26ページをお開きください。議案第9号「非農地通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第9号「非農地通知の件について」を説明いたします。
[議案第9号 番号1号から番号15号を朗読]
よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、これより担当委員からの説明をお願いします。

4番 番号1号を説明いたします。位置図と公図をご覧ください。現地を確認したところ雑木が生えており、前も見えない状況です。所有者は市外在住であり、今後も農地として復旧することはないと思われれます。ご審議よろしくをお願いします。

9番 番号2号を説明いたします。位置図と公図をご覧ください。申請地は何十年も前から原野化し、山林の状態になっています。非農地通知が妥当だと思われれますので、ご審議よろしくをお願いします。

11番 番号3号を説明いたします。位置図と公図をご覧ください。申請地は20年以上前から耕作されていないようで、大きな木と竹に覆われており、山林原野化しております。農地としての復元は非常に難しい状況となっておりますので、非農地通知が妥当と思われれます。ご審議よろしくお願いま

す。

2番 番号4号から番号12号を説明いたします。位置図と公図をご覧ください。申請地については昨年、一昨年の調査でも赤判定となっており、今回一括して非農地とするものです。現地はすでに山林の状態になっており、非農地通知が妥当と思われれます。
番号13号について説明します。申請地では、20年くらい前まではミカンが栽培されておりましたが、現在はすでに原野化しております。
ご審議よろしくをお願いいたします。

1番 番号14号を説明いたします。位置図と公図をご覧ください。申請地は昭和の終わりごろにはミカンや柿が栽培されていたようですが、その後はまったく管理ができておらず、山林化して農地への復旧は難しい状態です。
番号15号を説明いたします。申請地については、申請者の祖父が柿を栽培していたようですが、現在はまったく手を付けていないということで、こちらについても農地としての復旧は難しい状態です。
番号14号、15号とも非農地通知が妥当と思われれます。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 担当委員さんからの説明が終わりました。何かご質問はございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので、議案第9号「非農地通知の件について」お諮りをいたします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第9号「非農地通知の件について」は番号1号から番号15号の15件につきましては対象地を農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することとさせていただきます。次に進ませて頂きます。30ページをお開きください。議案第10号「農用地利用集積計画の件について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第10号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては農業経営基盤強化促進法の第18条第1項の規定に基づき農業委員会の決定が求められています。30ページから44ページまでの農業者相互の貸借権の設定については件数27件、面積5.6ヘクタールでございます。また農地中間管理機構を介した一括方式による貸借につきましては45ページから53ページまでとなっております。農地の管理者から、香川県農地機構への貸付と、農地機構から耕作者の転貸を一括して掲載しております。耕作者に転貸する件数は13件であり、面積は4.5ヘクタールとなっております。以上利用権の設定計40件の申し出につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件にあります全てにおいて耕作の事業を行うこと、耕作の事業に必要な作業に常時従事すること、対象農地を効率的に利用することができることと、3つの要件を満たしております。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。いかがでしょうか、質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので、議案第10号「農用地利用集積計画の件について」お諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第10号「農用地利用集積計画の件について」は40件すべて適当と認め決定と致します。
本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました。

その他の件

1. 農業経営改善計画の認定について（通知）
2. 農地法第5条の規定による許可の取消願について

許可日 令和4年12月9日
 申請人 (譲渡人) A 三豊市高瀬町
 (譲受人) B 三豊市高瀬町
 申請地 三豊市高瀬町上高瀬 田
 許可を受けた権利の種類 所有権の移転
 転用目的 特定建築条件付売買予定地
 取消理由 契約の解除

3. その他

- (1) 8月定例総会について

日 時 令和5年8月21日（月）午後1時30分
 場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

- (2) 定例農事相談について 【時間 13:30～16:00】

| 相談日 | 開催場所 | 相談委員 | |
|---------|------------------------|----------|----------|
| 8月7日(月) | 危機管理センター1階 打合せコーナー1 | 三野町：丸岡祐二 | 豊中町：藤川 剛 |
| | | 詫間町：菅 充司 | 仁尾町：吉田由紀 |

- (3) 今後の予定

| 月 日 | 会議名等 | 開催場所 |
|---------------------|-------------|--------|
| 8月22日(火)～ 23日(水) | 農業委員会県外視察研修 | 広島県三次市 |

- (4) 配布物

- ・農業委員名簿（令和5年6月26日現在）
- ・農業生産資材廃棄物の回収作業について
- ・農政情報（No.386）

閉 会 【 午後 3時30分】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____